

第2次福井県動物愛護管理推進計画の一部修正に係る新旧対照表

新（修正後）	旧（修正前）
策定趣旨および計画の期間 1・2 （略） 3 計画の根拠と期間 この計画は「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、この計画において「法」という。）」、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、この計画において「基本指針」という。）」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例（以下、この計画において「条例」という）」に基づき策定します。 計画の期間は、基本指針との体系的な整合性を確保するため、平成26年4月1日から、平成36年3月31日までの10年間とします。 なお、状況の変化に適時的確に対応するため、<u>計画期間の中間となる時期に見直しを行うこととします。</u> 第1章 ～計画の実現に向けた役割分担～ （略） 第2章 ～人と動物が健康で明るく共生する幸福で暮らしやすい福井をめざして～ 1 計画の構成 （略） 2 目標および具体的な施策 ◇◆◇◆ 基本方針Ⅰ 動物の適正な飼養の推進 ◇◆◇◆ （冒頭文 略） 《目標》 （略）	策定趣旨および計画の期間 1・2 （略） 3 計画の根拠と期間 この計画は「動物の愛護及び管理に関する法律（以下、この計画において「法」という。）」、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、この計画において「基本指針」という。）」および「福井県動物の愛護および管理に関する条例（以下、この計画において「条例」という）」に基づき策定します。 計画の期間は、基本指針との体系的な整合性を確保するため、<u>計画期間は、平成26年4月1日から、平成36年3月31日までの10年間とします。</u> なお、状況の変化に適時適格に対応するため、<u>計画期間の中間に当たる平成30年度を目途に見直しを行うこととします。</u> 第1章 ～計画の実現に向けた役割分担～ （略） 第2章 ～人と動物が健康で明るく共生する幸福で暮らしやすい福井をめざして～ 1 計画の構成 （略） 2 目標および具体的な施策 ◇◆◇◆ 基本方針Ⅰ 動物の適正な飼養の推進 ◇◆◇◆ （冒頭文 略） 《目標》 （略）

《具体的取組み》

(1) 優良飼い主の育成

【内容】

①～④ (略)

⑤ 引取りの厳格化

平成24年度の法改正に合わせて、動物管理指導センター等に動物の引取りを求める者に対し、やむを得ない理由によるものか確認を徹底することにより、安易な引取りの防止および引き取り頭数の削減に努めます。

(2) ～ (5) (略)

◇◆◇◆ 基本方針Ⅱ 動物愛護の推進 ◇◆◇◆

動物愛護は、動物の虐待、遺棄の防止や適正な取扱いだけでなく、生命尊重、友愛等の情操の涵養といった心の豊かさの実現にもつながります。

動物をその生涯飼養する「終生飼養」は、動物愛護の基本原則の一つです。やむを得ず動物管理指導センターに収容された動物については、関係団体等との情報交換により、飼い主への返還および新しい飼い主を探す体制を強化して譲渡を推進することにより、処分頭数の削減を図ります。

さらに、子どもたちの豊かな人間性を育むためには、自然や生き物への親しみを持ち、それらを大切にするとともに、生命を尊重する心情や感性を養うことが重要であるため、幼年世代から子どもたちの動物愛護意識を養っていきます。

また、災害時には、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされますが、被災した動物も一緒に同行避難できる体制を十分に整える必要があります。家族の一員である動物と一緒に過ごせることは、心の安らぎとなることから、災害時にも人と動物の絆を守れるような仕組みづくりが必要です。さらに被災動物の救済や人への危害防止の観点からも動物救済体制の整備が必要です。

《目標》 (略)

《具体的取組み》

(1) 優良飼い主の育成

【内容】

①～④ 略

⑤ 引取りの厳格化

平成24年度の法改正に合わせて、健康福祉センターに動物の引取りを求める者に対し、やむを得ない理由によるものか確認を徹底することにより、安易な引取りの防止および引き取り頭数の削減に努めます。

(2) ～ (5) (略)

◇◆◇◆ 基本方針Ⅱ 動物愛護の推進 ◇◆◇◆

動物愛護は、動物の虐待、遺棄の防止や適正な取扱いだけでなく、生命尊重、友愛等の情操の涵養といった心の豊かさの実現にもつながります。

動物をその生涯飼養する「終生飼養」は、動物愛護の基本原則の一つです。やむを得ず健康福祉センターに収容された動物については、関係団体等との情報交換により、飼い主への返還および新しい飼い主を探す体制を強化して譲渡を推進することにより、処分頭数の削減を図ります。

さらに、子どもたちの豊かな人間性を育むためには、自然や生き物への親しみを持ち、それらを大切にするとともに、生命を尊重する心情や感性を養うことが重要であるため、幼年世代から子どもたちの動物愛護意識を養っていきます。

また、災害時には、多くの住民が避難所での生活を余儀なくされますが、被災した動物も一緒に同行避難できる体制を十分に整える必要があります。家族の一員である動物と一緒に過ごせることは、心の安らぎとなることから、災害時にも人と動物の絆を守れるような仕組みづくりが必要です。さらに被災動物の救済や人への危害防止の観点からも動物救済体制の整備が必要です。

《目標》 (略)

《具体的取組み》

(1) 動物愛護の推進 (略)

【内容】

- ① 動物愛護の普及啓発 (略)
- ② 動物の虐待等に係る情報収集

動物愛護に関する相談や不適正な動物の飼養に関する苦情など、県民から情報を広く集めるために「動物あいごダイヤル」を活用し、相談事例等に対して動物管理指導センターや健康福祉センターが市町のほか、必要に応じて警察機関と連携して迅速に対応します。

- ③ 動物愛護週間事業の実施

毎年9月20日～26日の動物愛護週間において、市町や関係団体等と協力して動物愛護に関するイベント等を開催します。

(2) 収容動物の返還の推進 (略)

(3) 譲渡の推進

動物管理指導センター等において「犬猫の譲渡会」を開催します。それに合わせて、譲渡前には飼い主講習会を、譲渡後には飼育状況についてアンケート調査や必要に応じて飼育に関するアドバイスを実施するなど、飼い主の適正飼養を推進します。

また、関係団体や個人によるボランティア譲渡を推進し、動物管理指導センターに収容された動物の新しい飼い主を見つける機会を増やします。

【内容】

- ① 譲渡対象動物の健康および安全の保持 (略)
- ② 譲渡会および飼い主講習会の定期開催

動物管理指導センターに収容された犬、猫の新しい飼い主を見つける機会を増やすため、毎月、動物管理指導センター等において譲渡会を開催すると

《具体的取組み》

(1) 動物愛護の推進 (略)

【内容】

- ① 動物愛護の普及啓発 (略)
- ② 動物の虐待等に係る情報収集

動物愛護に関する相談や不適正な動物の飼養に関する苦情など、県民から情報を広く集めるために「動物あいごダイヤル」を活用し、相談事例等に対しては健康福祉センターや市町のほか、必要に応じて警察機関と連携して迅速に対応します。

- ③ 動物愛護週間事業の実施

毎年9月20日～26日の動物愛護週間において、健康福祉センターの管轄地域ごとに、市町や関係団体等と協力して動物愛護に関するイベント等を開催します。

(2) 収容動物の返還の推進 (略)

(3) 譲渡の推進

健康福祉センターにおいて「犬猫の譲渡会」を開催します。それに合わせて、譲渡前には飼い主講習会を、譲渡後には飼育状況についてアンケート調査や必要に応じて飼育に関するアドバイスを実施するなど、飼い主の適正飼養を推進します。

また、関係団体や個人によるボランティア譲渡を推進し、健康福祉センターに収容された動物の新しい飼い主を見つける機会を増やします。

【内容】

- ① 譲渡対象動物の健康および安全の保持 (略)
- ② 譲渡会および飼い主講習会の定期開催

健康福祉センターに収容された犬、猫の新しい飼い主を見つける機会を増やすため、毎月、各健康福祉センター等において譲渡会を開催するとともに、

ともに、譲渡会の前に、譲渡希望者に対して動物飼養の心構えや飼い主のマナーなど適正な飼養に関する講習会を実施します。

また、より多くの県民が譲渡会等に参加できるよう、開催形態（開催日時、回数、場所、講習内容など）について検討・工夫を行います。

③ 譲渡を支えるボランティアの育成

動物管理指導センターに収容された犬、猫の世話や管理等を依頼することができる動物飼養ボランティアを育成します。

また、譲渡対象となりながらも、動物管理指導センター等での譲渡会で新たな飼い主を見つけることができなかった犬、猫の譲渡先を探すボランティアの登録を推進します。

動物飼養ボランティア

- ・幼齢動物の保育、収容動物の休日の世話、地域見守り活動を兼ねた収容犬の散歩など
- ・動物関係専門学校、動物愛護団体等に対し、ボランティアへの参加および共同活動等について呼びかけ

(4)・(5) (略)

◇◆◇◆ 基本方針Ⅲ 地域の動物愛護管理モラルの向上 ◇◆◇◆

(冒頭文 略)

《目標》 (略)

《具体的取組み》

(1) 動物愛護管理モラルアップ地区活動の推進 (略)

(2) 所有者の判明しない猫への対策

動物管理指導センターで引取り依頼される猫は、多くの場合、所有者の判明しない生後間もない子猫であり、その親は、不妊去勢措置を施されていない野良猫のみならず飼い猫も含まれていると推定されます。(以下略)

譲渡会の前に、譲渡希望者に対して動物飼養の心構えや飼い主のマナーなど適正な飼養に関する講習会を実施します。

また、より多くの県民が譲渡会等に参加できるよう、開催形態（開催日時、回数、場所、講習内容など）について検討・工夫を行います。

③ 譲渡を支えるボランティアの育成

健康福祉センターに収容された犬、猫の世話や管理等を依頼することができる動物飼養ボランティアを育成します。

また、譲渡対象となりながらも、健康福祉センターの譲渡会で新たな飼い主を見つけることができなかった犬、猫の譲渡先を探すボランティアの登録を推進します。

動物飼養ボランティア

- ・幼齢動物の保育、収容動物の休日の世話、地域見守り活動を兼ねた収容犬の散歩など
- ・動物関係専門学校、動物愛護団体等に対し、ボランティアへの参加および共同活動等について呼びかけ

(4)・(5) (略)

◇◆◇◆ 基本方針Ⅲ 地域の動物愛護管理モラルの向上 ◇◆◇◆

(冒頭文 略)

《目標》 (略)

《具体的取組み》

(1) 動物愛護管理モラルアップ地区活動の推進 (略)

(2) 所有者の判明しない猫への対策

健康福祉センターで引取り依頼される猫は、多くの場合、所有者の判明しない生後間もない子猫であり、その親は、不妊去勢措置を施されていない野良猫のみならず飼い猫も含まれていると推定されます。(以下略)

(3) 動物愛護推進員による活動 (略)

◇◆◇◆ 基本方針Ⅳ 動物の癒しの力の活用に関する環境整備 ◇◆◇◆
(略)

◇◆◇◆ 基本方針Ⅴ 計画の推進体制の整備 ◇◆◇◆

本計画を着実に推進していくためには、これを支える体制の整備が重要です。このため、県や市町のほか、獣医師会や動物愛護団体等との連携、動物愛護管理推進協議会の設置運営、動物愛護推進員への支援、動物管理指導センターを中核とした施策を展開することにより、施策の進捗管理や実施体制の一層の強化を図ります。

《目標》 (略)

《具体的取組み》

(1) 市町、関係団体等との連携の強化

県は、地域住民と密接な関係にある市町および関係団体等と定期的に意見を交換する場を設けるなど、(中略) 本計画を推進します。

また、動物管理指導センターや健康福祉センター、市町において動物に関する多様な事例に対応できるよう、動物愛護行政担当者研修会を実施し、職員の資質の向上を図ります。

(2)・(3) (略)

(4) 動物管理指導センターを中核とした施策の展開

本県では、これまで各健康福祉センターを中心とした取組みを進めた結果、収容動物の返還や譲渡等の動物の管理に係る施策に一定の成果を上げてきました。今後は、動物管理指導センターを中核として、本県の動物愛護管理をより一層推進するための施策を展開し、人と動物が幸せに暮らす共生社会の実現を目指します。

(3) 動物愛護推進員による活動 (略)

◇◆◇◆ 基本方針Ⅳ 動物の癒しの力の活用に関する環境整備 ◇◆◇◆
(略)

◇◆◇◆ 基本方針Ⅴ 計画の推進体制の整備 ◇◆◇◆

本計画を着実に推進していくためには、これを支える体制の整備が重要です。このため、県や市町のほか、獣医師会や動物愛護団体等との連携、動物愛護管理推進協議会の設置運営、動物愛護推進員への支援、本県にふさわしい動物愛護(管理)センターも含めた環境整備を進めることにより、施策の進捗管理や実施体制の一層の強化を図ります。

《目標》 (略)

《具体的取組み》

(1) 市町、関係団体等との連携の強化

県は、地域住民と密接な関係にある市町および関係団体等と定期的に意見を交換する場を設けるなど、(中略) 本計画を推進します。

また、健康福祉センターや市町において動物に関する多様な事例に対応できるよう、動物愛護行政担当者研修会を実施し、職員の資質の向上を図ります。

(2)・(3) (略)

(4) 動物愛護(管理)センターの整備

本県では、各健康福祉センターを中心として、動物の愛護管理を推進する計画を進めており、これまでの取組みの結果、収容動物の返還や譲渡等の動物の管理に係る施策に一定の成果を上げてきました。今後、本県の動物愛護管理の施策をより一層推進するために必要な体制等のあり方について、調査研究を進めます。

第3章 ～計画の実現に向けて～
(以下 略)

第3章 ～計画の実現に向けて～
(以下 略)